

井原市発注工事に係る現場代理人取扱要領の見直しについて お知らせ

井原市総務部財政課

建設業法施行令の一部改正に伴い、井原市が発注する建設工事に係る現場代理人の取扱いについて、次のとおり見直しを行い、令和 7 年 4 月 1 日以降の入札公告、指名通知を行う工事から実施しますので、お知らせします。

1 現場代理人の兼務拡大

兼務に係る金額要件について、合計金額要件を撤廃し、兼務することとなる工事 1 件ごとの請負金額を 4,500 万円(建築一式工事は 9,000 万円)未満とします。

また、従事可能地域を岡山県備中県民局井笠地域事務所管内(笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町)とします。

なお、その他の要件については、変更ありません。

2 新旧対照

	従来 (旧)	令和 7 年 4 月 1 日以降 (新)
兼務可能件数	兼務することとなる工事が、3 件(災害復旧工事等が含まれる場合は件数を制限しない。)以内であること(国又は県の発注する工事を含む。)	従来と同じ
請 負 金 額	兼務することとなる工事の当初請負金額の合計が 4,000 万円(建築一式工事は 8,000 万円)未満であること。	兼務することとなる工事の <u>それぞれの請負金額が 4,500 万円</u> (建築一式工事は <u>9,000 万円</u> 未満)であること。
従事可能地域	それぞれの工事現場が井原市内にあり、かつ、監督員と常時連絡可能な体制を確保し、監督員が求めた場合は速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。	それぞれの工事現場が <u>岡山県備中県民局井笠地域事務所管内</u> にあり、かつ、監督員と常時連絡可能な体制を確保し、監督員が求めた場合は速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。
他の公共工事との兼務	国又は県が発注する工事	国又は県、 <u>他市町村</u> が発注する工事
その他	兼務するいずれかの工事現場で業務に従事できること。	

※詳細については「井原市発注工事における現場代理人取扱要領」を、井原市ホームページからご確認ください。